

静岡市報

No. 9

静岡市追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

目次

条 例	
静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正.....	276
静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正.....	277
静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正.....	277
静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正.....	285
規 則	
静岡市消防職員待機宿舍管理規則の一部改正.....	288
職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則の制定.....	288
告 示	
静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正.....	289
教育委員会規則	
職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則の制定.....	289
企業局管理規程	
静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正.....	290
企業局告示	
静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示の一部改正.....	290
選挙管理委員会告示	
選挙人名簿からの抹消.....	291
選挙権を有する者の総数の50分の1の数等.....	291
在外選挙人名簿からの抹消.....	292
検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名.....	292

条 例

静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第340号

静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の240」を「100分の215」に改める。

附則第3項中「清水市条例第17号」の次に「。以下この項において「合併前の清水市条例」という。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬の月額については、合併前の清水市条例第2条に規定する額とする。

附則第4項中「100分の180」を「100分の160」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の210」に、「100分の215」を「100分の230」に改める。

附則第4項中「100分の170」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成15年12月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第341号

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の240」を「100分の215」に改める。

第2条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の225」を「100分の210」に、「100分の215」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成15年12月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第342号

静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成15年静岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の240」を「100分の215」に改める。

第2条 静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の225」を「100分の210」に、「100分の215」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成15年12月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第343号

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「1万4,000円」を「1万3,500円」に改める。

第28条第2項中「100分の170」を「100分の145」に改め、同条第3項中「100分の170」を「100分の145」に、「100分の90」を「100分の75」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	125,600	154,300	191,400	256,300	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	130,000	160,200	198,600	265,200	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	134,400	170,700	205,700	275,600	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	138,800	177,400	218,200	284,800	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	143,300	184,400	226,200	294,300	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	148,500	191,400	234,600	304,100	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	154,300	198,600	244,600	313,800	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	160,200	205,700	253,700	323,700	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	170,700	218,200	262,300	333,600	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	177,400	226,200	274,200	343,300	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	184,400	234,600	283,300	352,700	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	190,200	243,500	292,400	361,900	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	195,500	252,500	301,600	370,900	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	200,700	260,900	310,900	379,600	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	205,800	269,300	320,200	388,000	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	210,700	277,600	329,500	395,000	432,500	478,500		
	17	215,100	285,700	338,700	404,600	436,300	482,800		
	18	219,500	293,600	348,000	413,200	440,000	486,900		
	19	223,700	301,300	357,200	421,100	443,900			
	20	228,000	308,600	366,100	426,900	447,500			
	21	231,200	315,600	374,800	432,500	451,100			
	22	234,100	322,400	382,300	436,300				
	23		328,400	387,800	440,000				
24		334,000	392,800	443,900					

別表第2(第5条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	280,400	347,000	425,700
	2	295,800	363,600	438,500
	3	311,900	380,300	450,500
	4	328,200	396,900	462,300
	5	344,600	409,400	473,600
	6	361,000	425,700	484,900
	7	377,500	438,500	495,600
	8	394,100	450,500	506,000
	9	406,600	462,300	516,100
	10	418,000	473,600	525,700
再任用職員 以外の職員	11	428,600	484,900	535,400
	12	438,100	495,600	544,300
	13	446,700	506,000	552,900
	14	458,200	516,100	561,500
	15	469,000	525,700	569,800
	16	479,800	535,400	578,200
	17	490,100	544,300	586,000
	18	499,800	552,900	593,800
	19	509,500	561,500	601,600
	20	517,800	569,800	609,400
	21	526,200	578,200	
	22	534,600	586,000	
	23		590,600	

医療職給料表(2)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	144,500	170,200	284,000	342,100
	2	151,300	176,600	293,500	353,600
	3	157,900	183,000	306,800	365,300
	4	165,500	189,400	316,900	376,900
	5	176,600	196,100	326,900	388,200
	6	183,000	205,400	336,900	399,700
	7	189,400	212,500	346,900	411,400
	8	196,100	219,700	356,500	423,000
	9	205,400	227,400	366,000	434,200
	10	212,500	236,800	375,500	444,200
	11	219,700	245,200	385,000	453,700
	12	227,400	253,700	394,500	461,600
	13	235,500	262,200	404,000	467,900
	14	243,700	274,600	412,600	474,300
	15	252,100	284,000	423,000	480,900
	16	260,400	293,500	434,200	485,000
	17	268,700	303,200	444,200	489,100
	18	277,000	312,800	453,700	
	19	285,200	322,600	461,600	
	20	293,200	332,100	467,900	
	21	301,100	341,500	474,300	
	22	308,800	350,700	478,400	
	23	316,100	359,800		
	24	323,100	368,200		
	25	329,500	376,800		
	26	335,500	384,500		

ア 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 級の 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	152,000	178,900	250,400	310,800	343,100
	2	157,600	187,300	257,700	320,200	354,600
	3	163,400	196,600	265,200	330,200	366,200
	4	169,600	202,300	274,400	340,400	377,700
	5	178,900	208,200	282,800	350,500	389,300
	6	187,300	214,100	291,300	360,200	401,200
	7	196,600	220,900	299,700	369,700	413,300
	8	202,300	227,800	308,300	379,100	424,600
	9	208,200	235,600	316,900	388,800	435,700
	10	214,100	242,800	325,200	398,600	446,200
	11	220,700	250,000	333,500	408,500	456,500
	12	227,600	257,300	341,100	417,700	465,500
	13	235,300	264,600	348,600	426,100	473,300
再任用職員 以外の職員	14	242,500	271,900	356,100	434,700	481,000
	15	249,700	279,200	363,400	443,000	488,700
	16	257,000	286,800	370,900	450,700	495,700
	17	264,300	294,300	378,200	458,400	500,400
	18	271,500	301,900	385,700	466,100	504,600
	19	278,700	309,200	392,700	473,000	508,400
	20	286,000	316,200	399,300	477,600	
	21	293,100	323,100	405,200	481,600	
	22	300,000	329,500	409,900	485,100	
	23	306,900	335,800	414,000		
	24	313,700	341,700	418,200		
	25		347,600	422,000		
	26		353,400	425,300		
	27		359,100	427,800		
	28		364,600			
再任用職員		235,200	267,900	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市規則で定めるものに適用する。

第2条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「月額」を「額」に、「応じて」を「応じ」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出し

たその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

第18条第2項第2号中「応じ」の次に「、支給単位期間につき」を加え、「1箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第3号中「運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額」を「前2号に定める額」に、「掲げる額又は前号に掲げる額」を「定める額又は前号に定める額」に改め、同条第3項中「交通機関等」の次に「(以下「新幹線鉄道等」という。)」を加え、「月額」を「額」に、「市規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が2万円を超えるときは、2万円)及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第18条第4項中「の支給」の次に「及び返納」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 通勤手当は、支給単位期間(市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間)に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

第28条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に

改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成15年12月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 前項の規定による第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、市規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員等が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例及びこれに基づく市規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第28条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第4項から第6項まで若しくは第36条第1項、第2項、第5項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例(平成15年静岡市条例第37号)第4条第1項又は静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成15年静岡市条例第36号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(任命権者が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、

期末手当は支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して任命権者が定めるものを除く。)にあっては、新たに職員になった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち任命権者が定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(静岡市職員の給与に関する条例第19条第2項に規定する市規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の任命権者が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して任命権者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額(市規則への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月28日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第344号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	号給\職務 の級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1			314,600	409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
	16	256,300	345,800	459,600	537,000
	17	264,200	355,900	467,700	
	18	271,900	366,000	475,900	
	19	279,600	375,500	483,800	
	20	286,500	384,800	491,700	
	21	293,100	393,800	499,700	
	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400	463,800		
	35	355,400	466,700		
	36	357,200	469,600		
	37	359,000	472,500		
	38	360,700	475,400		
	39	362,900			
	40	365,000			
	41	367,100			
再任用職員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに指導主事及び社会教育主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で高等学校に勤務する教頭であるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2(第5条関係)

幼稚園教育職給料表

号給\職務 の級	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1			270,000
2	148,100	163,700	283,600
3	154,400	172,000	297,400
4	161,600	181,100	311,100
5	169,500	192,000	324,600
6	178,600	199,100	341,500
7	188,600	206,300	351,800
8	195,400	214,000	362,000
9	202,200	222,100	372,400
10	209,000	233,300	381,200
11	215,900	245,100	389,700
12	223,000	257,000	397,800
13	230,500	269,600	405,900
14	237,900	282,500	413,500
15	245,000	295,800	421,000
16	252,100	309,500	428,300
17	258,700	323,100	435,100
18	265,200	335,800	441,700
19	271,700	345,800	448,300
20	277,600	355,700	454,200
21	282,900	365,700	459,600
22	287,900	374,200	464,300
23	292,600	382,400	468,500
24	296,800	390,100	472,300
25	300,200	397,000	475,400
26	303,500	403,400	478,300
27	306,900	409,100	481,200
28	309,300	414,400	
29	311,100	419,300	
30	312,900	424,100	
31	314,600	428,800	
32	316,400	432,900	
33	318,200	437,100	
34		441,000	
35		444,600	
36		447,100	
37		449,600	
38		452,100	
39		454,600	
40		457,100	
	229,100	283,400	351,000

備考 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で幼稚園に勤務する園長であるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。

(最高月額を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号級

を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号級等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号級又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員等が受けていた号級等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号級又は給料月額は、第1条の規定による改正前の静岡市教育職員の給与に関する条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(教育委員会規則への委任)

- 5 前3項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規 則

静岡市規則第301号

静岡市消防職員待機宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市消防職員待機宿舍管理規則の一部を改正する規則

静岡市消防職員待機宿舍管理規則(平成15年静岡市規則第252号)の一部を次のように改正する。

第7条(見出しを含む。)及び第14条第1号中「使用料」を「入居料」に改める。

様式第2号中「使用料」を「入居料」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第302号

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに制定する。

平成15年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年静岡市条例第343号)附則第2項の規定に基づき、職務の級における最高の号給を超える給料月

額を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第2条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額×((その者の施行日の前日における給料月額(以下「旧給料月額」という。)-施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額)÷施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額)+施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

(期間の通算)

第3条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与条例第6条第6項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第312号

静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号)第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示(平成15年静岡市告示第6号)の一部を次のように改正する。

平成15年12月11日

静岡市長 小嶋善吉

1 静岡市指定金融機関の表中「(静岡市役所出張所)」を削る。

附 則

この告示は、平成15年12月29日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第67号

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに制定する。

平成15年11月28日

静岡市教育委員会委員長 太田 貴美子

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年静岡市条例第 号）附則第2項の規定に基づき、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

（給料月額の切替え）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号。以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

その者の施行日の前日における給料月額 — 施行日の前日におけるその者の属する（以下「旧給料月額」という。）職務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

（期間の通算）

第3条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与条例第6条第6項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は平成15年12月1日から施行する。

企業局管理規程

静岡市企業局管理規程第42号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成15年12月5日

静岡市公営企業管理者 森竹武人

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程(平成15年静岡市企業局管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第88条中「午後4時」を「午後3時」に改める。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から施行する。

企業局告示

静岡市企業局告示第24号

静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示(平成15年静岡市企業局告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成15年12月5日

静岡市公営企業管理者 森竹武人
出納取扱金融機関株式会社静岡銀行の項中「呉服町支店静岡市役所出張所」を「呉服町支店」に改める。

附 則

この告示は、平成16年1月5日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第89号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第2号(4箇月経過抹消)及び第3号(誤載抹消)の規定に基づき、平成15年12月2日現在により、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成15年12月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

4箇月経過・誤載抹消者

男	413人	女	343人	計	756人
---	------	---	------	---	------

静岡市選挙管理委員会告示第90号

平成15年12月2日現在において、地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「地方自治法」という。)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という。)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに合併特例法第4条第1項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成15年12月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

11,448

2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数

95,395

3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

162,062

静岡市選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11第2号(4箇月経過抹消)の規定に基づき、平成15年12月2日現在により、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成15年12月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

「次の者」掲載省略

静岡市選挙管理委員会告示第92号

検察審査会(昭和23年法律第147号)第10条第5項の規定に基づき、調製した平成16年度検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名は、次のとおりである。

平成15年12月12日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

「次のとおり」掲載省略